

令和6年度京都府港湾事業特別会計

歳入歳出補正予算

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
歳入合計	2,205,322	849	2,206,171

2 歳入

第3款 繰入金

項目	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1 一般会計繰入金	936,886	849	937,735
計	936,886	849	937,735

3 歳出

第1款 港湾事業費

項目	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 (千円)
				国庫支出金 (千円)	府債 (千円)	その他 (千円)	
1 港湾管理費	123,128	410	123,538	0	0	410	0
1 港湾管理費	123,128	410	123,538	0	0	繰入金 410	0
2 港湾整備費	1,016,118	439	1,016,557	0	0	439	0
1 港湾整備費	1,016,118	439	1,016,557	0	0	繰入金 439	0
計	2,205,322	849	2,206,171	0	0	849	0

(第2号) 事項別明細書

(歳出)

款	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 (千円)
				国庫支出金 (千円)	府債 (千円)	その他 (千円)	
1 港湾事業費	2,205,322	849	2,206,171	0	0	849	0
歳出合計	2,205,322	849	2,206,171	0	0	849	0

節		説明 (千円)
区分	金額 (千円)	
1 一般会計繰入金	849	一般会計繰入金

節		説明 (千円)
区分	金額 (千円)	
2 給料	196	職員給与費
3 職員手当等	182	
4 共済費	32	
2 給料	245	
3 職員手当等	167	
4 共済費	27	

給 与 費

明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 前	4 (0)	千円 —	千円 15,885
補 正	0 (0)	—	441
補 正 後	4 (0)	—	16,326

(注) ( )内は、短時間勤務職員で外書きである。

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
千円 10,754	千円 26,639	千円 5,847	千円 32,486	
349	790	59	849	
11,103	27,429	5,906	33,335	

補 正 額 の 職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当
	補 正 前	千円 719	千円 1,022	千円 3,783
	補 正	24	24	159
	補 正 後	743	1,046	3,942

勤 勉 手 当
千円 3,166
142
3,308

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	441	1 給与改定に伴う増減分	441		
		2 その他の増減分	—		
職員手当	349	1 制度改正に伴う増減分	119	期末手当	60 千円
		2 その他の増減分	230	勤勉手当	59 千円
				給与改定に伴うもの	

備 考		
給与改定の状況		
本 年 度	給 料 の 改 定 率	2.78%
	給 与 改 定 実 施 時 期	令和6年4月1日

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
給 与 改 定 前	平均給料月額	324,750
	平均給与月額	416,000
給 与 改 定 後	平均給料月額	311,850
	平均給与月額	376,750
令和6年10月1日現在	平均年齢	46.6

イ 初 任 給

区 分		行 政 職
府 の 制 度	高 校 卒	197,000 <sup>円</sup>
	大 学 卒	228,500
国 の 制 度	高 校 卒	188,000
	大 学 卒	220,000

ウ 期 末・勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計
	6 月	12 月	
補 正 前	2.25 <sup>月分</sup> (1.1875)	2.25 <sup>月分</sup> (1.1875)	4.50 <sup>月分</sup> (2.375)
補 正 後	2.30 <sup>月分</sup> (1.2125)	2.30 <sup>月分</sup> (1.2125)	4.60 <sup>月分</sup> (2.425)
国 の 制 度	2.25 <sup>月分</sup> (1.175)	2.35 <sup>月分</sup> (1.225)	4.60 <sup>月分</sup> (2.40)

(注) ( )内は、再任用職員である。

職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
有	
有	
有	